

栃木ヘリポート制限表面の概要

栃木ヘリポートの周辺(右の図の範囲)では、建築物、仮設工作物、植物等の物件の高さに制限があります。



○進入表面(北側)
角度1/8の面

0m 1,000m

制限高: 滑走路北端から1,000mまで 角度1/8の面

例) 滑走路北端から距離400mのラインにおいては、
 $400 \times 1/8 = 50$
物件の高さが50mに達さないこと(物件の所在地の標高が、ヘリポートの標高(129.7m)と等しい場合)

○転移表面(西側)
角度1/2の面

90m 0m

制限高: 滑走路西端から90mまで 角度1/2の面

例) 滑走路西端から距離40mのラインにおいては、
 $40 \times 1/2 = 20$
物件の高さが20mに達さないこと(物件の所在地の標高が、ヘリポートの標高(129.7m)と等しい場合)

○進入表面(南側)
角度1/8の面

1,000m 0m

制限高: 滑走路南端から1,000mまで 角度1/8の面

例) 滑走路南端から距離400mのラインにおいては、
 $400 \times 1/8 = 50$
物件の高さが50mに達さないこと(物件の所在地の標高が、ヘリポートの標高(129.7m)と等しい場合)

○水平表面
ヘリポート滑走路の中心点から半径200mの円
制限高: ヘリポートの標高(129.7m)に対して45mの高さの面

○転移表面(東側)
角度1/2の面

0m 90m

制限高: 滑走路東端から90mまで 角度1/2の面

例) 滑走路東端から距離40mのラインにおいては、
 $40 \times 1/2 = 20$
物件の高さが20mに達さないこと(物件の所在地の標高が、ヘリポートの標高(129.7m)と等しい場合)

- 複数の面が重なる場所では、最も低い高さが適用されます。
- 建築物だけではなく、クレーン等の仮設工作物も同様の制限を受けます。

※縮尺の関係で、図には多少のゆがみ・ズレがあります。

◎制度・制限範囲の詳細は栃木ヘリポート管理事務所にお問い合わせ願います。

栃木県芳賀町芳賀台128-1
電話028-677-4545